

ID: 375

担当部署: 上下水道部 水道業務課

処分の概要	料金、手数料等の減免		
例規名 根拠条項	芦屋市水道事業給水条例 第36条		
例規番号	平成9年条例第1号		
【根拠条文】 (料金・手数料等の軽減又は免除) 第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金、手数料及びその他の費用を軽減又は免除することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日